

芸西村持続化給付金について

○ 新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支え、地域経済を維持するために、事業全般に広く使える**芸西村独自の給付金を支給**します。

1. 事業目的

国が実施する『持続化給付金』の対象とならない範囲で売上が減少している事業者に対し、事業全般に広く使える給付金を支給し、事業の継続を下支え、地域経済の維持を図ります。

2. 対象事業者等

① 対象事業者（商工業に限らず、幅広い業種が対象）

（以下の要件をすべて満たす事業者）

- ◆ 芸西村内で事業を営む中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等（個人事業者の場合は、芸西村に住所を有する者）、その他各種法人等

※個人事業者で住所は村外で事業所が芸西村内である場合、まずはご相談ください。

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で 20%以上50%未満減少している事業者

※国の持続化給付金の対象者（50%以上減少）は対象外です。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

② 対象月

2020年1月から5月までの間で、前年同月比20%以上50%未満減少となる月のうち、任意で選択した一月

3. 給付額

法人 40万円

個人事業者 20万円

4. 提出書類

- ① 申請書
 - ② 売上減少となった月及び前年同月の売上台帳等の写し
 - ③ 通帳写し
 - ④ 身分証明書の写し（個人事業者のみ）
- 必要に応じて、追加の書類提出及び説明を求める場合があります。

5. 申請方法等

申請書は、役場ホームページからダウンロードできます。ホームページが閲覧できない場合は下記までご連絡いただければ郵送します。

申請受付期間：6月1日～8月31日（8月31日消印有効）
（※なお、申請は原則郵送により受付を行います。）

[申請書提出先・問い合わせ窓口]

芸西村産業振興課 ☎：0887-33-2113
〒781-5792 芸西村和食甲1262番地